

第7章 地球温暖化対策

1. 地球温暖化問題をめぐる動き

地球温暖化問題は、産業革命以降、人間活動に伴って急激に増えた化石燃料使用の結果、大気中に大量に排出された二酸化炭素等の温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの増加を引き起こし、自然の生態系及び人類に深刻な影響を及ぼすものであると言われている。

我が国においては、京都議定書の採択を受け、2008年から2012年の間に二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスを1990年レベルから6%削減することを目標と定められた。また、平成11年（1999年）年4月に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」の第21条において、地方公共団体はすべての事務・事業から排出される温室効果ガスの削減に取り組むよう、その措置に関する計画の策定が義務付けられ、本市においても平成20年3月に「橿原市地球温暖化対策推進実行計画」が策定された。

2. 市の事務事業活動に伴う温室効果ガスの現況

平成22年度における本市の事務・事業活動に伴う温室効果ガスの排出量は27,746t- CO_2 であった。うち、事務系（非事業系）に伴う排出量は6,461t- CO_2 、事業系（廃棄物処理事業、上水道事業、火葬業務）に伴う排出量は20,513t- CO_2 であった。

表7-1 事務・事業活動に伴う温室効果ガスの排出量（t- CO_2 ）

	平成18年度 (基準年度)	平成20年度 (計画期間1年目)	平成21年度 (計画期間2年目)	平成22年度 (計画期間3年目)
事務系	6,337	6,181	6,203	6,461
事業系	23,036	21,957	21,543	20,513
合 計	29,373	28,138	27,746	26,974

3. 檀原市地球温暖化対策推進実行計画

(1) 計画の期間・基準年度・目標年度、対象

計画期の基準年度を平成 18 年度とし、計画期間は平成 20 年度から平成 24 年度の 5 年間、目標年度を平成 24 年度としている。

対象は、本市すべての事務（非事業系）・事業活動（廃棄物処理事業、上水道事業、火葬）である。

(2) 温室効果ガスの対象範囲

対象範囲は二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）で、本市事業においては絶縁機器からの漏洩であるパーフルオロカーボン（PFC）や六フッ化硫黄（SF₆）は確実に回収し適切に処理されることから対象から除外されている。

(3) 削減目標

事務系においては、平成 18 年度を基準に、平成 20 年から平成 24 年の 5 年間で 3% 以上を目標と定められている。

事業系においては、管理部門を除き市民サービスの低下につながらない範囲で取り組み、努力目標として、平成 18 年度の状況を悪化させないことと定められている。